

【警報発令における園児への対応について】

警報の種類 ⇒ 大雨・暴風雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪

警報発令地域 ⇒ 三木市

1. 一日保育（平常）などの場合

- ①・午前7時の時点で警報が発令されている場合は、園児は自宅待機となります。
 - ・1号認定は午前7時の時点で警報が発令されている場合、休園です。
- ②午前10時までに解除された場合、午後1時より受け入れますが、家庭保育が出来る場合は、ご協力お願いします。
もし、午後1時より登園する場合は、必ず午前10時30分までに連絡をお願い致します。連絡がない場合は、家庭保育と判断いたします。
- ③午前10時以降も発令中の場合は、休園です。
- ④園児が在園中に警報が発令された場合は、保護者の方に連絡しお迎えを要請いたします。
- ⑤バスは運行致しません。

※園児の安全を第一に考え、警報発令時は基本的に休園・自宅待機です。

※家庭保育が出来る場合は、ご協力お願いします。

- ・ご家族のみなさんがお仕事で、どうしても保育が困難な方のみ
8時から園にご連絡下さい。園の安全確認後、登園できますが危険な場合は休園です。
(給食はありませんので、お弁当をご持参ください)
- ※8時から電話がつかない時は、園は休園です。

※園児の送迎等は、保護者の責任においてお願い致します。

2. 土曜保育（土曜日）・希望登園日などの場合

- ・午前7時の時点で警報が発令されている場合、休園です。
家庭保育をお願いします。

【注意】 報道機関によっては、発表される情報量がこれまでより格段に多くなる為、テレビやラジオ放送、117天気予報サービスでは、これまで通りの「播磨南東部」等の市町をまとめた地域で報道されることがあります。

特に、「播磨南東部」等に警報が発令された場合でも、“三木市”に警報が発令されてない場合もありますので、十分確認をしていただきますようお願い致します。

なお、「市町ごとの警報内容」を知る方法としては、「インターネット（気象庁のホームページ等）」や「サンテレビ」で知ることができます。

いずみ認定こども園

☎ (0794) 88-0811